

## 新型コロナウイルス対策に伴う、当面の保安講習について（令和2年6月26日）

- 1 保安講習については、現時点では「岡山県保安講習会日程表（変更2）R2.6.26」のとおりです。

ただし、県内に緊急事態宣言が発令された場合は、その期間中の講習会は中止といたします。また、国・県・市町村からの要請や指示があった場合、また会場となる会館等が使用できない場合は、中止することがあります。中止・変更等の場合は、事前にこのホームページでお知らせします。できるだけこのHPで新たな情報を確認願います。

- 2 実施する場合は、会場における座席の間隔を開けるとともに、良好な換気の確保に努めます。そのため当分の間、各会場とも例年の受講定員より少なく（半分程度）設定しています。なお、後期（9、10月）では、新たな会場をいくつか設定しています。

また、会場によっては、受講者氏名、住所、電話番号の提出を求められる場合があります、その際は申請書記載の事項を提出いたしますので、ご了承願います。

- 3 以上により、本年度においては、十分な保安講習受講定員を確保できないことが予想されます。その場合、本年度に限り、翌年度の受講が可能です。（7を参照）

- 4 受講される皆様には、会場へ入る際の手指洗浄や消毒、マスク着用等の感染予防対策について各自でも徹底をお願いします。なお、講習当日に発熱や具合の悪い方、また過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は、来場をご遠慮くださるようお願いいたします。

- 5 受講票送付後に講習会が中止となった場合は、受講予定者に対して可能なかぎり電話等でご連絡するとともに、このホームページに掲載してお知らせいたします。

- 6 受講申請後、講習会が中止となり受講できなかった方、または講習会当日の発熱等により受講を見合わせた方等については、今年度内の他の日程・会場での振替受講をお願いいたします。（該当事案が生じた場合は、当協会までご連絡ください。）

- 7 保安講習事業の委託者である岡山県から、次のような趣旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

コロナウイルス感染症対策の影響により、当初予定の保安講習会を変更又は中止したことにより、受講できなくなった場合には、本年度に限り「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」（平成3年12月19日付け消防危第119号）別添第3、4の規定による違反点数に計上しない等適切に対応することとします。